加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

平成 27 年 5 月

1 策定の趣旨

急速な少子化・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、 東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将 来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法が制定 された。

本市でも、平成 24 年 12 月をピークに人口は減少に転じ、今後、少子化・高齢化が一層進展することが見込まれており、人口減少の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成などが課題となっている。

そこで、まち・ひと・しごと創生法に基づき国及び兵庫県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しながら、本市の実情を踏まえ、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する。

2 策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 加古川市人口ビジョン

長期的な人口ビジョン(平成 72 (2060) 年まで)として策定する。本市人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する基本認識の共有を図り、取り組むべき将来の方向を示す。

(2) 加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

5ヵ年計画(平成 27 年度から平成 31 年度まで)として策定する。長期的な人口ビジョンで示した本市人口の現状と将来の姿を踏まえ、本市が安定した人口構造を保ち、将来にわたって活力ある地域社会を実現するための計画を示す。毎年定期的に見直し、必要な改訂を加える。

3 重点検討項目

- (1) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
- (2) 時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する。
- (3) 地域への新しいひとの流れをつくる。
- (4)地域における安定した雇用を創出する。

4 策定体制

(1) 加古川市まち・ひと・しごと創生戦略会議(外部有識者会議)

市民・産業・大学・金融・労働・言論など外部有識者で構成する加古川市まち・ひと・しごと創生戦略会議(10人程度)を設置し、総合戦略策定における意見聴取、内容の審

議を行うとともに平成28年度から達成度検証及び戦略見直し提言等を行う。

(2) 庁内体制

① 加古川市まち・ひと・しごと創生本部 策定及び運用に関して市長(本部長)・副市長(副本部長)・各部局長(本部員)で 構成する加古川市まち・ひと・しごと創生本部を設置し、全庁的体制をとる。

② 加古川市まち・ひと・しごと創生部会

課題解決のための素案作成及び地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生 先行型)の上乗せ交付にかかる事業立案に関して企画部地方創生担当参事(部会長)・ 地域振興部地域創生担当参事(副部会長)・関係各課(部会員)で構成する加古川市ま ち・ひと・しごと創生部会を設置する。部会は事務局と連携しつつ、総合戦略骨子及 び総合戦略原案の作成を担う。

③ 事務局

事務局(政策企画課)が関係各課及び関係団体へのヒアリングを行い、専門的知見 も踏まえた分析・考察・提案を行うとともに、総合戦略素案の作成を担う。

(3) 市民参加等

幅広い市民の意見や提案を反映した計画とするため、市民アンケート調査やパブリック・コメントの実施に加え、外部有識者会議の設置、関係団体ヒアリングなど策定過程への市民等の参加に努める。

(4) 策定体制図

別紙参照

5 策定スケジュール

2月4日 第1回 創生本部会議

5月1日 第2回 創生本部会議

7月7日 第1回 創生戦略会議

7月下旬 第3回 創生本部会議

8月上中旬 第2回 創生戦略会議

8月下旬 パブリックコメント実施

9月上旬 第3回 創生戦略会議

10 月末 戦略決定